

第五編

本会の性格と組織

一 本会の性格

(一) 目的及び設置の経緯

本会は、全国の都道府県知事をもって組織し、各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的に活動を行っている。

当初は、全国地方自治協議会連合会（地方自治協議会Ⅱ地方ブロック別の知事の協議機関）として、昭和二十二年十月一日発足したものである。なお、現行憲法の施行とともに、地方自治法（昭二二・四・一七 法六七）が昭和二十二年五月三日施行され、これに先立ち新制度により第一回公選知事選挙が同年四月五日に行われている。

その後、昭和二十五年十月十一日、直接全国の知事をもって組織することとし、名称も「全国知事会」と改称して、今日に至っている。

(二) 関係法令等

本会は、地方自治法第二六三条の三の規定（昭和三十八年追加）により、都道府県知事等（地方公共団体の長若しくは議長）が全国的連合組織を設けた場合、総務大臣に届け出ることとされている法人格を有しない任意団体であり、同条第二項の規定（平成五年追加）により、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に關し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができるとされている。同条第三項、第四項の規定（平成十一年追加）により、内閣は、意見の申し出や地方公共団体に新たに義務を課す

る施策に関する意見に対しては回答努力をする。また、同条第五項の規定（平成十八年追加）により地方公共団体に新たな義務を課す施策を立案する際は、内閣に対して意見を申し出ることができる。運営は、規約に基づき都道府県に分担金等をもって行われている。

なお、同条の規定に基づく全国的連合組織としては、本会を始め全国都道府県議会議長会・全国市長会・全国市議会議長会・全国町村会・全国町村議会議長会の地方六団体があり、これらの団体の代表者等で「地方自治確立対策協議会」（昭三八・八・二三発足）を組織し、地方行財政の健全な発展のために協同して活発な活動を行っている。

二 本会の組織

(一) 組織改正この十年の主な動き

本会の組織は、平成十六年十二月、平成十七年六月に全国知事会規約が改正され、平成十二年十二月には、全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則（平成十六年十二月改正）並びに全国知事会の会長、副会長、理事及び監事の選任に関する規則（平成十五年八月、平成十六年十二月改正）が施行された。

また、全国知事会事務局の組織等に関する規則が平成十六年、平成十七年に改正され、今日の姿となった。この十年における組織改正の主な点は、次のとおりである。

・会議出席者の合意が得られなかった場合、評決により決することが可能

(二)

- ・ 全国知事会の役員を選任方法を制定し、会長候補者が複数の場合、投票により選任が可能
- ・ 常任委員会・特別委員会等の抜本的な見直し
- ・ 正副会長会議の設置、政策審議委員・政策審議会の廃止
- ・ 政策課題について助言をする専門委員の設置

組織の現況

組織の現況は次のとおりである。

1 役員

本会の役員は、会長一名、副会長六名、理事七名、及び監事三名が置かれている。役員の内任期は四年とされ、補欠で選任された場合は前任者の残任期間とされている。平成十三年一月一日に、会長、副会長の選出方法が整備され、全国七つの地方知事会を六ブロックに分け、それぞれのブロックの中から一名を推薦してもらい、一名を会長とし、残ったものを副会長とする会長等選任規則が制定されたが、その後、平成十五年八月二十一日に、会長の選任を知事の投票により行うと改正された。また、平成十六年十二月十五日に、役員選考委員会を廃止し、副会長、理事及び監事を全国知事会議へ推薦するよう改正された。

なお、役員選任のための全国知事会議は、統一地方選挙の後に開催されるのを例としており、役員は次のような手続きにより選任される。

(一) 会長

五名以上の知事から推薦のあった者が会長候補者となる。会長候補者が複数である場合、知事の投票により会長一名を選任する。

(二) 副会長及び理事

副会長及び理事は、全国七つの地方知事会を六ブロックに分け、それぞれのブロックの中から一名の候補者の推薦を受け、選任する。

(三) 監事

監事は、全国七つの地方知事会を三ブロックに分け、それぞれのブロックの中から一名の候補者の推薦を受け、選任する。

2 会 議 (審議機関)

会議（審議機関）は、全国知事会議のほか、正副会長会議、理事会、常任委員会及び特別委員会がある。平成十二年十二月に会議における意思決定の方法が制定され、会議において出席者の合意が得られない場合、評決に付すことができるようになった。また、平成十六年十二月に規約が改正され、政策審議会が廃止となった。

(一) 全国知事会議

全国知事会議は、全都道府県知事で構成されており、いわゆる総会に相当し、議決すべき案件としては、正副会長会議又は理事会の議を経たもので、○規約の制定、改廃に関すること、○重要な政策に関すること、○内閣、国会に対する意見具申に関すること、○法令外負担金に関すること、○正副会長会議、理事会において必要と認められた事項と定められている。会議は、年二回開催するほか、必要がある場合は臨時に開くことができるとされている。例年、翌年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望等について協議し、その実現を図るため、七月（昭和五十六年度から地方で開催）と十二月（東京で開催）に定例的に開催されているほか、重要な政策等で緊急に協議を要する場合は臨時に開催されている。なお、役員改選のための全国知事会議は、四年ごとに別途開かれている。

(二) 正副会長会議

正副会長会議は、会長、副会長で構成されており、議決すべき案件としては、○政策提言や会務全般に関する会長への助言、○特別委員会の設置決定とされている。

なお、全国知事会議に先立ち、正副会長会議・理事会合同会議として開催されることもある。

(三) 理事会

理事会は、会長、副会長及び理事で構成されており、議決すべき案件としては、○規則の制定、改廃に関すること、○本会の会務に関すること、○予算を定め、決算を認定すること、○全国知事会議において委任された事項とされている。また、○規約の制定、改廃に関すること、○内閣、国会に対する意見具申に関すること、○法令外負担金、○常任委員会、特別委員会所管の政策については、全国知事会議に先立ち、審議することとされている。

理事会の運営については、次の「申し合せ」がなされている。

理事会（昭四六・七・二七）

- ・ 知事自身出席するものとする。ただし、止むを得ず欠席する場合は、副知事を代理出席せしめること。
- ・ 原則として非公開とする。

なお、理事会のもとには当該都道府県の総務部長による幹事が置かれている。

(四) 常任委員会及び特別委員会

常任委員会は、次の四つが常設されており、地方行政財政に関し、それぞれの所管事項について、調査・研究・政策の立案及びその推進に当たることとされている。また、調査、研究に必要があるときは、常任委員会の中に小委員会を設置している。なお、各知事は、いずれか一つの常任委員会に所属している。

① 総務常任委員会

- ・ 自治医科大学運営小委員会
- ・ 再建法制等問題小委員会

② 農林商工常任委員会

③ 建設運輸常任委員会

④ 社会文教常任委員会

特別委員会は、次の十が設置されており、委員は正副会長会議において選任され、それぞれの当該事項について協議し、その推進に当たることとされている。また、調査、研究に必要があるときは、特別委員会の中に小委員会、プロジェクトチームを設置している。

- ① 政権公約評価特別委員会（平一七・七・六設置）
- ② 男女共同参画特別委員会（平一七・七・八設置）
- ③ 道州制特別委員会（平一七・七・四設置）
 - ・道州の組織・自治権に関するプロジェクトチーム
 - ・道州における税財政制度に関するプロジェクトチーム
- ④ 災害対策特別委員会（平一七・六・二八設置）
- ⑤ 情報化推進対策特別委員会（平一七・七・六設置）
- ⑥ 法令外分担金特別委員会（平一七・七・七設置）
- ⑦ 憲法問題特別委員会（平一七・五・二四設置）
- ⑧ 地方分権推進特別委員会（平一七・六・六設置）
 - ・福祉分野プロジェクトチーム
 - ・環境分野プロジェクトチーム
 - ・産業分野プロジェクトチーム
 - ・まちづくり分野プロジェクトチーム
 - ・教育分野プロジェクトチーム
 - ・災害その他分野プロジェクトチーム
 - ・国と地方のあり方小委員会
 - ・地方交付税問題小委員会

- ・ 地方税制小委員会
- ・ 分権改革推進国民運動小委員会
- ・ 公営企業金融公庫改革小委員会
- ⑨ エネルギー・環境問題特別委員会（平一七・十・二十設置）
- ⑩ 次世代育成支援対策特別委員会（平一七・十二・二一設置）

3 研究会等

研究会等は、自治制度研究会、公共調達に関するプロジェクトチームが設置されている。

① 自治制度研究会（昭四五・五・二七設置）

自治制度に関する基本問題を研究するために設置され、会長の委嘱による学識経験者十名程度をもって組織されている。

② 公共調達に関するプロジェクトチーム（平一八・一一・二四）

緊急且つ臨時の会長直属の組織として、公共調達システム刷新への取組みに資するために設置され、会長の指名による五名の知事でもって組織されている。

地方財政研究会・国民生活安定緊急対策本部・地域問題研究会・公営企業問題研究会・個人災害救済制度研究会・臨時地方行財政基本問題研究会・地方行財政基本問題研究会・水問題研究会・法人事業税外形課税実施問題

研究会・地域交通問題研究会・円高不況対策研究会・国から地方への権限移譲等研究会・府県政懇談会及び個人災害対策研究会は、現在休止中である。

4 事務局

事務局は、事務総長、事務局次長のもとに、総務部、連絡広報部、調査第一部、調査第二部、国際部及び研究室の五部一室が置かれており、事務局職員の数数は四十二名である。

① 総務部

全国知事会議、正副会長会議、理事会の事務を所管するほか、会務関係（人事、給与、予算、決算、収入、支出、福利厚生、文書物品の管理、法令外分担金に関する事項等）、総務常任委員会（自治医科大学の運営）に関する事項の事務等を所管している。

② 連絡広報部

情報化推進対策特別委員会、地方分権推進特別委員会（分権改革推進国民運動小委員会関係）に関する事務のほか、各都道府県との連絡、政府・国会等との連絡、情報収集、機関誌「都道府県展望」等の編集発行、都道府県記者クラブの事務等を所管している。なお、地方自治確立対策協議会（地方六団体）、全国東京事務所長会に関する事務も併せて所管している。

③ 調査第一部

総務常任委員会、社会文教常任委員会（文部科学省関係）、農林商工常任委員会（農林水産省関係）、地方分権推進特別委員会、道州制特別委員会、政権公約評価特別委員会に関する事務及びこれに関連する小委員会、プロジェクトチームの事務等を所管している。

④調査第二部

農林商工常任委員会（経済産業省関係）、建設運輸常任委員会、社会文教常任委員会（厚生労働省・環境省関係）、男女共同参画特別委員会、次世代育成支援対策特別委員会、災害対策特別委員会、地方分権推進特別委員会（地方交付税問題小委員会関係）、エネルギー・環境問題特別委員会に関連する事務等所管している。

⑤国際部

総務常任委員会（国際交流、国際協力等）に関する事務のほか、日中知事交流、日韓知事会議などの国際交流等の対外関係の事務等を所管している。

⑥研究室

憲法問題特別委員会、自治制度研究会に関する事務のほか、地方自治先進政策センターに関する事務、書籍・資料等の整備管理に関する事務等を所管している。

歴代事務総長は、郡 祐一（昭二二・一〇～昭二三・三三）、大迫元繁（昭二三・四～昭二八・四）、宮内 彌（昭二八・一二～昭四五・九）、藤井貞夫（昭四五・一〇～昭四九・一二）、松島五郎（昭五〇・一～昭五七・七）、石見隆三（昭五七・八～平元・七）、砂子田 隆（平元・八～平八・七）、紀内隆宏（平八・八～平一四・一）嶋津 昭（平一四・二～平一五・八）、中川浩明（平一五・九～）が就任している。なお、昭和四十五年十

月の規約改正により、事務局長から事務総長に名称を改めている。

事務局は、昭和二十二年十月の国会発足当初、東京都千代田区日比谷の市政会館に仮寓の後、昭和二十三年四月、千代田区九段の旧都道府県会館に移り、昭和三十五年四月以降の千代田区平河町二一六一三都道府県会館内におかれている。なお、平成八年一月から平成十一年三月まで、都道府県会館建替のため、千代田区丸の内三一八一—東京都丸の内庁舎及び東三号庁舎内に仮移転していた。